

令和2年分の確定申告及び市・県民税申告に関するお知らせ

◎令和2年分の申告における主な改正点

給与所得控除及び公的年金等控除の見直し

令和2年分以後の控除額が一律10万円引き下げられ、各控除については次の表のとおりになります。

●給与所得控除

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

●公的年金等控除

公的年金等の収入金額(B) 【65歳未満の場合】	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	$(B) \times 25\% + 27\text{万5千円}$	$(B) \times 25\% + 17\text{万5千円}$	$(B) \times 25\% + 7\text{万5千円}$	$(B) \times 25\% + 37\text{万5千円}$
410万円超 770万円以下	$(B) \times 15\% + 68\text{万5千円}$	$(B) \times 15\% + 58\text{万5千円}$	$(B) \times 15\% + 48\text{万5千円}$	$(B) \times 15\% + 78\text{万5千円}$
770万円超 1,000万円以下	$(B) \times 5\% + 145\text{万5千円}$	$(B) \times 5\% + 135\text{万5千円}$	$(B) \times 5\% + 125\text{万5千円}$	$(B) \times 5\% + 155\text{万5千円}$
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

公的年金等の収入金額(B) 【65歳以上の場合】	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	$(B) \times 25\% + 27\text{万5千円}$	$(B) \times 25\% + 17\text{万5千円}$	$(B) \times 25\% + 7\text{万5千円}$	$(B) \times 25\% + 37\text{万5千円}$
410万円超 770万円以下	$(B) \times 15\% + 68\text{万5千円}$	$(B) \times 15\% + 58\text{万5千円}$	$(B) \times 15\% + 48\text{万5千円}$	$(B) \times 15\% + 78\text{万5千円}$
770万円超 1,000万円以下	$(B) \times 5\% + 145\text{万5千円}$	$(B) \times 5\% + 135\text{万5千円}$	$(B) \times 5\% + 125\text{万5千円}$	$(B) \times 5\% + 155\text{万5千円}$
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

配偶者(特別)控除と扶養控除の所得上限の改正

令和2年分の所得から、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となる合計所得金額の上限額が、38万円以下から48万円以下に引き上げられました。(給与所得控除や公的年金等控除が10万円引き下げられたことに伴う改正ですが、収入ベースでは従来と同じ金額です。)

ひとり親控除の創設及び寡婦控除の見直し

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(合計所得金額48万円以下)を有する単身者について「ひとり親控除」が適用されることになりました。

ひとり親控除以外の寡婦控除については、引き続き27万円(市・県民税については26万円)を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(合計所得金額500万円以下)になりました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とされました。

		配偶関係		死別		離婚		未婚		
		本人所得 (合計所得)		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
女性	所得税	扶養親族	有	子	35万円	-	35万円	-	35万円	-
				子以外	27万円	-	27万円	-	-	-
				無	27万円	-	-	-	-	-
	市県民税	扶養親族	有	子	30万円	-	30万円	-	30万円	-
				子以外	26万円	-	26万円	-	-	-
				無	26万円	-	-	-	-	-
男性	所得税	扶養親族	有	子	35万円	-	35万円	-	35万円	-
				子以外	-	-	-	-	-	-
				無	-	-	-	-	-	-
	市県民税	扶養親族	有	子	30万円	-	30万円	-	30万円	-
				子以外	-	-	-	-	-	-
				無	-	-	-	-	-	-

所得金額調整控除の創設

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は所得金額調整控除が適用されることとなりました。

- ・特別障がい者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する。

所得金額調整控除

$$= (\text{給与等の収入額}(1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除

$$= (\text{給与所得控除後の給与等の金額(上限}10\text{万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額(上限}10\text{万円)}) - 10\text{万円}$$

※1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

基礎控除の改正

基礎控除が10万円引き上げられました。また、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はできないこととなりました。

合計所得金額	基礎控除額			
	所得税		市県民税	
	改正後	改正前	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円		29万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円		15万円	
2,500万円超	適用なし		適用なし	